

水田等有効活用促進交付金 水田等有効活用促進指導費交付金 一問一答（素案）

平成21年1月

1 目的

Q1 この事業の目的は何ですか。

A1 世界的な穀物需給のひっ迫、原油・肥料価格の高騰、輸入食品の安全性に対する不安の増大など、わが国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中、これらの課題を乗り越えて、国内農業の体質強化を図り、食料自給力・自給率の向上を図ることは喫緊の課題となっています。

このためには、我が国の水田や畑を最大限有効に活用することが重要であり、新規転作田、調整水田等の不作付水田、畑の不作付地等を活用しつつ、自給率の低い大豆・麦や米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大の取組を進めることを目的としています。

2 対策期間

Q2 水田等有効活用促進対策の事業実施期間は何年ですか。

A2 平成21年度から23年度までの3年間としています。

3 事業実施主体

Q3 本対策は、どこが事業実施主体となるのですか。

A3 都道府県水田農業推進協議会（「都道府県協議会」と略します。）及び地域水田農業推進協議会（「地域協議会」と略します。）を事業実施主体としています。但し、地域協議会が存在しない地域においては、市町村、農業者団体、農業委員会が構成員となっている協議会（市町村担い手育成総合支援協議会等の既存の協議会や新規に設立する協議会）を事業実施主体としています。

Q4 水田農業推進協議会が設立されていない地域では、どこが事業実施主体になるの

ですか。

A 4 市町村、農業者団体、農業委員会が構成員となっている協議会（市町村担い手育成総合支援協議会等の既存の協議会や新規に設立する協議会）を事業実施主体としています。（Q 3 参照）

Q 5 水田農業の構造改革を推進するため水田農業推進協議会は設置されていますが、水田協議会が水田以外への助成業務を行うことに問題はありませんか。

A 5 都道府県協議会及び地域協議会は、水田農業の構造改革の推進や水田を活用した作物の産地づくりの推進等をその目的として設立されています。

一方、本対策では、水田への新規作付拡大に加え、畑への新規作付拡大も助成対象としていますので、事業実施主体となる都道府県協議会及び地域協議会においては、水田に加え、畑に対する助成業務を行うこととなります。

しかしながら、水田、畑に共通的に作付けされる麦、大豆等の対象作物の生産振興を図ることは、地域の実態にあった産地づくりへの一助になり、担い手の育成等水田の構造改革にまで効果が及ぶものと考えています。

このため、都道府県協議会及び地域協議会が、本対策において畑への助成業務を行うことは、協議会設置の趣旨に合致していますので、問題ないものと考えています。

なお、規約については、それぞれの協議会の条文に照らし合わせて、見直しが必要な場合には、改正を行うこととなります。

Q 6 同じエリアで、複数の協議会（例えば、地域水田農業推進協議会と市町村担い手育成総合支援協議会）が事業を実施することは可能ですか。また、その場合、水田等有効活用促進指導費交付金は複数の協議会が活用することは可能ですか。

A 6 同一地域内において、地域水田農業推進協議会と市町村担い手育成総合支援協議会等の複数の事業実施主体が同時に活動を行うことは想定していません。

Q 7 畑についても、水田協議会が事業実施主体ということですが、水田台帳しかデータとして管理していない水田協議会がどのように畑について把握すればよいのですか。

A 7 農地の現況の把握については、市町村農業委員会と地域水田農業推進協議会等関係機関が協力して現況確認を行う等の対応をしていただきたい。

4 対象作物

Q 8 本対策の対象作物は何ですか。

A 8 水田等有効活用促進交付金の対象作物は、自給力・自給率の向上に大きく貢献する作物としており、以下のとおりです。

- ・新規需要米（米粉・飼料用米）
- ・麦
- ・大豆
- ・飼料作物

Q 9 ビール麦、黒大豆は対象になりますか。また、種子麦等、種子は対象になりますか。

A 9 ビール麦、黒大豆については、面積払いの対象になりますので、作付拡大した場合には、3.5万円/10aの助成が受けられます。

また、種子麦等の種子についても、同じく対象となります。

但し、これらの作物は、水田・畑作経営所得安定対策の対象となっていないことから、固定払相当額の支援については、助成対象となりません。

Q10 そばや菜種等は対象作物にならないのですか。

A10 本対策は、自給率・自給力向上に向け、特に重要な作物であり、全国的な需要が見込まれる作物を助成対象としています。

そばや菜種等についての需給の現状をみますと、国産は一定の需要の下で輸入品に比べて優位な価格差でもって販売している、あるいは、国産品へのこだわり需要に対応した地域特産物として振興している状況にあるところです。

これらの作物の生産振興については、引き続き、産地確立交付金を活用していくことを考えています。

Q11 水田裏作で地力増進の目的で作物を鋤こんでいた麦を収穫、調製、出荷した場合は助成対象になりますか。

A11 これまで鋤込んでいた麦は緑肥作物と考えられるので、これを食用として出荷する場合には本対策の対象となります。

ただし、当該作物について産地づくり交付金等の助成を受けていた場合、緑肥作物と位置づけられていることが条件となります。(Q65参照)

5 新規需要米

Q12 新規需要米については、主食用品種（例えば「コシヒカリ」）でも対象になりますか。

A12 実需からの要請（例えば「コシヒカリで育てた豚」など）もあることから、主食用品種での対応も対象となります。

しかしながら、米粉用米、飼料用米といった新規需要米については、低コスト生産による取組により生産される必要があることから、多収性の専用品種の種子の確保に努め、その導入に積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

Q13 米粉・飼料用米として作付けした米が主食用米として流通することを防ぐ「横流れ防止策」について、事業実施主体としてどのように講じたらよいのか教えて下さい。

A13 現在、本通常国会に提出を予定している「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（仮称）」において、米粉・飼料用米の生産・製造等に取り組む場合、実需者との契約書の締結や入出荷・製造に係る帳簿の備え付け等を行うこととしています。事業実施主体においては、この契約書の締結や帳簿の備え付けが行われているかについての確認をお願いします。

6 WCS

Q14 WCSの助成単価は、飼料作物の3.5万円/10aですか、それとも、飼料用米の5.5万円/10aですか。また、耕畜連携水田活用対策事業との重複助成はできますか。

Q14 WCSの助成単価は、従来と同じ、飼料作物の3.5万円/10aとなります。

なお、これに加えて、耕畜連携水田活用対策事業により、最高1.3万円/10aの助成が受けられます。

7 飼料作物

Q15 助成対象となる飼料作物は何ですか。

A 15 本対策において助成対象となる飼料作物は、耕畜連携水田活用対策事業と同じ36品目となっています。

〔助成対象となる飼料作物〕

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、稲発酵粗飼料用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、ローズグラス、パラグラス、パンゴアグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

Q 16 草地を更新する際に、青刈りトウモロコシの栽培に転換する予定ですが、水田等有効活用促進交付金での助成を受けることができますか。

A 16 草地から青刈りトウモロコシに転換する場合においても、同じ飼料作物間の作付転換であるため、拡大面積には含まれず、助成対象とはなりません。

8 助成単価

Q 17 対象作物の助成単価とその考え方はどのようなものですか。

A 17 対象作物ごとの助成単価については以下のとおりです。

- ・新規需要米（米粉・飼料用米） 5.5万円/10a
- ・麦、大豆、飼料作物 3.5万円/10a
- ・水田裏作、畑作への助成 1.5万円/10a

これらの助成単価については、緊急一時金や産地づくり交付金における助成単価等を踏まえて設定したところです。なお、新規需要米の助成単価の5.5万円のうち5千円については、新規需要米の生産振興に当たり、特に低コスト生産が重要であることから、生産コスト低減への取組に対する加算として設定しています。

Q 18 固定払相当額の助成は、面積払部分と重複して交付されるのですか。例えば、大豆の場合、面積払部分の3.5万円/10aに加え、固定払相当額の2.0万円/10aが交付されるのですか。

A 18 本対策では、面積払部分への助成に加え、水田・畑作経営所得安定対策の加入者に対しては、固定払相当額を助成することとしています。

従いまして、大豆の場合、3.5万円/10aの面積払に加え、2.0万円の固定払相当額が交付されます。

さらに、大豆の場合には、単収が180kg以上であれば、収穫量に応じて60kg当たり3千円の数量加算が受けられます。

Q 19 大豆単作のほ場に冬期間、新たに麦を作付拡大する場合、産地確立交付金と水田等有効活用促進交付金の助成額はいくらになりますか。

A 19 大豆に対しては、地域水田農業推進協議会が定める単価で、産地確立交付金から助成が受けられます。

新たに作付拡大する麦については、冬期間の裏作への作付拡大となりますので、水田等有効活用促進交付金から1.5万円/10aの助成が受けられます。

また、水田・畑作経営所得安定対策の加入者であれば、同対策から成績払の助成と、本対策から固定払相当額の助成が受けられます。

Q 20 野菜を裏作として畑不作地に作っても1.5万円交付されるのですか。

A 20 野菜は対象作物となっておりません。従いまして、野菜を畑不作付地に作付拡大しても、本対策の対象とはなりません。(Q 8 参照)

Q 21 調整水田に、新たに夏作に米粉用米を作付けするとともに、冬作に麦を作付けする場合は、どのような助成を受けられますか。

A 21 米粉用米については、新たな作付拡大として5.5万円/10a、麦については、裏作への作付拡大として1.5万円/10aが、水田等有効活用促進交付金から助成されます。

また、水田・畑作経営所得安定対策の加入者であれば、同対策から成績払の助成と、本対策から固定払相当額の助成が受けられます。

Q 22 H 2 1 に調整水田等不作付地で10a飼料用米を作付し、H 2 2 にその10aに主食用米を作付けし、H 2 3 に今度はその10aに大豆を作付した場合の助成額はいくらになりますか。

A 22 拡大面積は1筆ごとの履歴で確認するのではなく、対象作物の作付面積の合計と、

基準年の面積を比較して算定することとしています。

従いまして、仮に、問のように作付拡大した面積が10aのみであった場合には、H21年には飼料用米が作付けされているため5.5万円/10aの助成、H23年には大豆が作付けされているため3.5万円の助成となります。

なお、H22年に調整水田等不作付地から復帰した当該水田に主食用米を作付けする場合、別の農地において転作する等配分された目標数量の範囲内で主食用米の作付面積を調整することが必要です。

拡大面積の計算方法は、Q37を参照して下さい。

Q23 Q22の場合、H21年の作付拡大分がH22年に減となっているので、H21年の拡大分として交付された助成金は返還することになるのですか。

A23 翌年度に作付面積が減少するのは好ましくありませんので、事業趣旨に照らして新規作付拡大分を継続することが適当です。(Q39参照)

9 助成に必要な取組

Q24 本対策の助成に必要な取組は何ですか。

A24 本対策の助成に必要な取組は、以下のとおりとなっています。

- 生産調整実施者であること
- 実需者との播種前契約等があること
- 低コスト化生産を行うこと
- 捨て作りを行わないこと
- 麦・大豆の固定払相当額にあっては、水田・畑作経営所得安定対策の加入者であること

Q25 面積払、固定払相当の2つの助成は、その必要な取組に違いがあるのですか。

A25 面積払と固定払相当の助成に必要な取組は次のとおりです。

【新規需要米】

	播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
面積払			
5万円部分		3ポイント	-

5千円加算		4ポイント	
-------	--	-------	--

【麦・大豆】

	播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
面積払 (3.5万円)		3ポイント	-
〃(裏作)(1.5万円)		4ポイント	-
固定払相当部分		3ポイント	
数量加算(大豆)		4ポイント	
成績払		-	-

【飼料作物】

	播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
面積払 (3.5万円)		3ポイント	-
〃(裏作)(1.5万円)		4ポイント	-

9 - 1 生産調整の実施

Q26 助成対象者は生産調整参加者であることが必要とのことですが、地域協議会や市町村、都道府県での生産調整達成も必要ですか。

A26 助成対象者としては生産調整の実施が必要となりますが、地域協議会や市町村、都道府県のそれぞれの段階における生産調整の達成は、必要ありません。

Q27 水田がある地域での畑不作付地への作付拡大に対する助成は、生産調整の達成が必要となりますか。

A27 助成対象者としては生産調整の実施が必要となりますが、地域単位での生産調整の達成は必要ありません。畑不作付地へ作付拡大した農業者が、水田も併せて経営している場合には、当該農業者が生産調整を実施していることが必要となります。(Q24参照)

Q28 H20年に生産調整非参加者でもH21年に生産調整を実施すれば助成対象とな

るのですか。

A28 H20年に生産調整非参加者でも、H21年に生産調整を実施すれば、水田等有効活用促進交付金の対象となれます。

9 - 2 播種前契約等の取組

Q29 本対策の播種前契約等について説明して下さい。

A29 本対策では、需要に応じた生産拡大を推進するため、作付を行う前に、実需者ニーズをつかんだ播種前契約等を結んでいただくことを考えていますが、基本的には従前からの実需者との結びつきの取組を拡大していただくことが必要です。

具体的には、実需者等と、出荷契約や販売契約、利用供給協定を結んで下さい。

〔参考〕

- ・新規需要米：水田の有効活用のための新規需要米の利用の促進に関する法律（案）に基づく生産製造連携事業計画（新規需要米の販売等に関する契約書を添付）を作成し、認定を受けていること。
- ・麦：民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号食糧長官通知）に基づく契約を締結していること。
- ・大豆：国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）第4第3項の（1）の及び（2）に基づく契約を締結していること。
- ・飼料用作物：耕畜連携水田活用対策事業実施要領（18生畜第2751号平成19年4月2日農林水産省生産局長通知最終改正平成20年4月1日19生畜第2443号）第2第2項に基づく利用供給協定、または自家利用計画を策定していること。

9 - 3 低コスト生産

Q30 本対策の要件となっている「低コスト生産を行うこと」とはどのような内容ですか。

A30 本対策は、真面目に取り組む農家を支援するという考え方から、取組に当たっては、「低コスト生産を行うこと」が必要です。

具体的には、低コスト化・高品質化に向け、生産現場の課題を踏まえた技術メニュー

ーを複数選択し、実践に取り組んでください。

Q31 低コスト化・高品質化に向けてどのような技術を導入しなければならないのですか。

A31 本対策で取り組んでいただく「低コスト化・高品質化に向けた技術の導入」とは、国が示した各作物ごとに導入を推進する技術メニューのうち、自分の経営において、最も必要と思われる技術を2～3個選択して導入するものです。

国が示す技術メニュー以外にも、地域の実態に応じて、都道府県が導入を推進している技術がある場合には、都道府県独自に地域メニューとして設定することが可能です。

それぞれの作物ごとの技術については、別表に示すとおりです。

Q32 Q31で示された技術のうちいくつ技術を導入しなければならないのですか。

A32 別表で示した技術のうち、複数個を選択してもらいますが、その際、それぞれの技術ごとに割り振られているポイントの合計が3ポイントまたは4ポイント以上となるように選択して下さい。

Q33 技術によってポイントに差があるのはなぜですか。

A33 基本的には、どの技術も1ポイントを付与しているところですが、これらの技術のうち、国として特に普及を進めたい技術については2ポイントを付与しているところです。

Q34 技術を導入したことの確認はどのように行うのですか。

A34 農業者からの作業日誌の写し等の提出を受けて、地域協議会等において、技術を導入したかの確認を行ってもらうこととしています。

9 - 4 捨て作りの防止

Q35 捨て作りの防止とはどのようなものですか。

A35 本対策では、真面目に努力する農家を支援するという考え方にに基づき、作付結果と

しての単収について、捨て作りではないという最低限の水準を満たすことが必要です。
 具体的には、地域の当該年の平均単収と比べ、概ね 8 割以上の水準を満たすことに
 取り組んでください。

概ね 8 割以上とならなかった場合には、地域協議会においてその理由を精査し、達
 成に向けて必要な指導を行うこととなります。この場合、災害による収量低下等の合
 理的な理由がないと判断される場合には、助成を受けることができません。

Q36 単収の確認はどのように行うのですか。

A36 単収については、出荷伝票、農産物検査結果通知書等の収量を確認できる書類と申
 請書に添付される営農計画書における作付面積で計算します。

10 助成対象地

Q37 「作付拡大」とはどのように算定するのですか。

A37 対象作物（新規需要米（米粉・飼料用米）麦、大豆、飼料作物）の合計作付面積
 を、基準年の面積と比べて作付拡大を判断することとなります。

具体的な計算は以下ようになります。

助成対象面積（H21年の場合）

$$= \text{H21産の対象作物の作付面積の合計} - \text{基準年の対象作物の作付面積の合計}$$

〔事例 1〕

作付作物		基準年の面積	H21年産の面積	助成対象面積
主食用米		5 h a	4 h a	
調整水田		1 h a	0 h a	
対 象 作 物	新規需要米	0 h a	2 h a	
	麦	1 h a	1 h a	
	大豆	3 h a	3 h a	
	飼料作物	0 h a	0 h a	
	作付面積合計	4 h a	6 h a	2 h a

〔事例 2〕

作付作物	基準年の面積	H21年産の面積	助成対象面積
------	--------	----------	--------

	主食用米	5 h a	5 h a	
	調整水田	1 h a	0 h a	
対象作物	新規需要米	0 h a	2 h a	
	麦	1 h a	1 h a	
	大豆	3 h a	2 h a	
	飼料作物	0 h a	0 h a	
	作付面積合計	4 h a	5 h a	1 h a

Q38 拡大部分を算定するにあたっての基準年は何年になるのですか。

A38 作付拡大を算定するにあたっては、原則、平成20年産の作付面積を基準年とします。

Q39 作付拡大して水田等有効活用促進交付金の助成を受けた場合、今後何年間、作付拡大の状況を維持しなければならないのですか。

A39 作付拡大して助成を受けたものの、事業実施期間中に作付けを止め面積が縮小するのは好ましくありませんので、事業目的に照らして長期間作付拡大を維持することが適当です。

Q40 水田のない畑地帯などの地域でも助成対象となるのですか。

A40 水田等有効活用促進交付金は、畑の不作付地への作付拡大も助成対象としていますので、水田のない畑地帯等においても、該当する取り組みがあれば助成対象となります。

Q41 H23年まで毎年、新たに拡大しないと交付対象とはならないのですか。

A41 水田においては、毎年度、基準年と比較して作付拡大した面積に対して助成をしますので、例えば、対策初年目に作付拡大した場合、翌年度以降、その面積に対象作物を作付けしていれば、毎年度、更に拡大しなくても対策期間中は助成対象となります。なお、畑不作付地の場合は、拡大した年のみの助成となります。

〔事例〕

	対象作物の作付面積合計	基準年と比べた拡大面積	助成対象面積
平成20年産	4ha	-	-
平成21年産	5ha	1ha	1ha
平成22年産	5ha	1ha	1ha
平成23年産	5ha	1ha	1ha

Q42 ブロックローテーションに取り組んでいる場合の拡大面積の把握方法はどのようになるのですか。

A42 地域でブロックローテーションに取り組んでいる場合には、当該ブロックローテーションに参加している農業者全員の面積を合計して、基準年と当該年を比較し、拡大面積を把握することとしています。

Q43 麦の基準年は何年産ですか。

A43 麦の基準年は平成20年産となります。

Q44 H20年度補正の食料自給力向上緊急生産拡大対策事業で作付拡大したH21年産麦については、今後、水田等有効活用促進対策において作付拡大として助成対象になるのですか。

A44 麦の基準年は平成20年産となりますので、H20年度補正の食料自給力向上緊急生産拡大対策事業で作付拡大した面積についても、本対策における作付拡大面積にカウントされます。

11 固定払相当分

Q45 麦・大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定とありますが、どのような助成となるのですか。

A45 水田・畑作経営所得安定対策においては、麦・大豆等に対して、過去の生産実績に

応じて「固定払」と、当年産の品質等に応じて「成績払」を助成しています。

このうち「固定払」については、新たに作付拡大した面積分については対象とならないため、水田等有効活用促進交付金において、「固定払相当」として同水準の助成を行うこととしています。

また、「成績払」については、作付拡大した面積分も含め、当年産の収量・品質に応じて、水田・畑作経営所得安定対策から助成されます。

作物	水田等有効活用促進交付金における固定払相当の助成額	水田・畑作経営所得安定対策における成績払の助成額
小麦	27,600円/10a	2,110円/60kg(1等Aランク)
二条大麦	20,900円/10a	1,671円/50kg(1等Aランク)
六条大麦	18,200円/10a	1,642円/50kg(1等Aランク)
はだか麦	23,600円/10a	2,305円/60kg(1等Aランク)
大豆	20,200円/10a	3,168円/60kg(1等)

Q46 麦・大豆の水田・畑作経営所得安定対策の固定払相当額の助成対象者とは、経営所得安定対策加入者のことですか。それとも、加入していなくても、加入要件を満たしている認定農業者または集落営農組織は対象になるのですか。

A46 水田等有効活用促進交付金においては、麦・大豆について水田・畑作経営所得安定対策の固定払相当額の助成を行うこととしていますが、この対象者は、同対策の加入者に限定しているところです。

Q47 麦・大豆の拡大分に対しては、担い手経営革新促進事業において固定払相当額の支援がされていますが、水田等有効活用促進交付金とはどのように整理されるのですか。

A47 麦・大豆の作付拡大分に対する固定払相当額の助成は、H19年～H20年までの拡大分は担い手経営革新促進事業において、H21年の作付拡大分については水田等有効活用促進交付金において助成することとしています。

Q48 担い手経営革新促進事業と本対策の麦・大豆の固定払相当額の助成は、重複して受けることができるのですか。

A48 担い手経営革新促進事業と水田等有効活用促進交付金は対象となる年産が異なりますので、同じ年産に対して重複して助成を受けることはできません。(Q47参照)

Q49 担い手経営革新促進事業は何年産の麦・大豆まで対象となるのですか。

A49 担い手経営革新促進事業における麦・大豆は、H20年産までの拡大分が対象となります。(Q47参照)

Q50 H21年産以降の固定払相当額の交付は、水田農業推進協議会が行うのですか。

A50 地域水田農業推進協議会が存在する地域では、地域水田農業推進協議会が事業実施主体となりますので、固定払相当額の交付についても地域水田農業推進協議会が行うこととなります。

また、地域水田農業推進協議会が存在しない地域では、農業者団体、市町村、市町村農業委員会等で構成される協議会において事業を実施することとなります。

なお、どちらの場合においても、他の組織に事務を委託した方が効率的であると考えられる場合等においては、地域水田農業推進協議会の規約等に基づき、事業の事務の一部を委託することができることとしています。

12 内報の方法・交付方法

Q51 交付金の都道府県別の内報の考え方について説明して下さい。また、内報時期はいつ頃になりますか。

A51 都道府県協議会から提出される作付拡大計画に基づき内報することを考えています。具体的には、事業実施の前年度の1月末頃に、都道府県協議会から作付拡大見込計画を提出してもらい、この拡大見込面積について着実に取り組めるのか等について計画を精査のうえ、各都道府県協議会に交付することを考えています。

Q52 交付金の交付ルートは産地確立交付金と同じですか。

A52 交付金の交付方法等については、産地確立交付金と同様のものとしています。

Q53 作付実績が申請時点より多くなった場合、追加割当はありますか。

A53 年度当初に拡大見込面積を記入した都道府県拡大計画を提出してもらい、それに基づき内報を行うこととしていますが、年度途中において拡大見込面積に変更が生じた場合には、追加割当を行う予定です。

Q54 農業者までの交付スケジュールはどうなりますか。

A54 都道府県協議会への内報後の地域協議会、農業者への交付は産地確立交付金の交付と同様のスケジュールで行われると想定しています。(Q51参照)

13 単価調整

Q55 「交付総額の範囲内で地域で単価調整可」とされていますが、具体的にはどのような調整が可能ですか。

A55 地域協議会に対しては、「作付拡大面積×作物ごとの単価」で交付しますが、地域協議会では、作付拡大面積に単価を乗じた交付額の範囲内で、作物ごと、対象者ごとの単価の設定が可能な仕組みとします。

具体的な段取りとしては、

地域協議会において、作付拡大を前提にした国からの交付見込額を算定の交付見込み額をもとに、農業者への支払単価とその単価の調整方法を決定

取組の推進

作物ごとの拡大面積が確定し、国からの交付額も確定

必要に応じて単価調整を行い、農業者に支払

となります。

Q56 単価調整が可能な作物は、麦、大豆、飼料作物に限定されるのでしょうか。新規需要米、裏作や畑作への助成額も含めて交付総額の範囲内で調整可能なのですか。

A56 新規需要米、裏作や畑作への助成も含めて、本対策の面積払助成額の交付総額の範囲内で調整可能です。

麦、大豆の固定払相当分への助成は単価調整をすることはできません。

Q57 麦・大豆・飼料作物への助成については交付総額の範囲内で単価調整可能となっていますが、例えば作業受託で大豆を作付けしている場合に地権者（委託者）5千円、受託者30千円のような支払は可能ですか。

A57 水田等有効活用促進交付金は、作付拡大した農業者に対して交付金を交付することとなりますので、これを分割して2人の農業者に対して助成することはできません。

14 水田裏作

Q58 水田裏作の定義は、生産調整の対象が表で、その他が裏という理解でよろしいですか。

A58 本対策においては、単作の場合は、生産調整の対象となっている作物を「表作」とし、二毛作の場合は、主食用米と栽培時期が同じ夏期に栽培される作物を「表作」、冬期に作付けされる作物を「裏作」と区分しています。

Q59 水稲二期作の場合、二期作目も助成対象になりますか。

A59 水稲の二期作地帯において、主食用米の次に飼料用米、又は飼料用米を二期作という作付を行った場合、二期作目については、裏作物の作付拡大として1.5万円/10aの助成が受けられます。

但し、低コスト技術の導入等の取組等を実施し、肥培管理、水管理等の一般的な営農行為が行われている必要があります。

15 畑

Q60 畑の不作付地であったことの確認について、基準年はいつになりますか。また誰が確認を行うこととなりますか。

A60 畑の不作付地からの作付拡大についても、基準年は平成20年産とし、作付拡大面積は、当年産の対象作物の作付面積と、平成20年産の対象作物の作付面積との比較で算定することとしています。

また、この作付拡大面積の確認については、農業者からの提出資料に基づき、原則、地域水田農業推進協議会において実施することとしています。

なお、事業実施に係る事務について、その一部を、他の協議会等に委託することも可能としています。

Q61 畑不作付地に麦、又は大豆を作付拡大した場合、1.5万円/10aの助成は1年限りとのことですが、固定払相当額についても1年限りの助成ですか。

A61 畑不作付地へ作付拡大した場合、1.5万円/10aの面的助成は1年限りですが、麦、大豆を作付拡大した場合、固定払相当額については、対策期間中助成が受けられます。

16 作物転換について

Q62 これまで生産調整に協力するため、必ずしも適作地でないほ場で、麦、大豆を作付けしていた者が、H21年から飼料用米や米粉用米に作物転換した場合、助成対象となりますか。

A62 本対策は、自給力・自給率の向上を図るため、新規転作田や調整水田等不作付地での麦、大豆、飼料作物、新規需要米の作付拡大
水田裏作地での麦の作付拡大

に対して助成するものです。

従いまして、基本的には、既に作付けされている麦、大豆等を作物転換する場合は、本対策の対象にはなりません。

しかしながら、麦、大豆等の作付には不適地であるにもかかわらず、生産調整の達成のためやむを得ずこれらの作物を作付けしていた場合には、既存の産地を壊さないことを前提に、原則、収穫物を出荷していないことについて、地域協議会長が都道府県協議会長と協議し、特に必要と認める場合には、既存の麦、大豆等からの作物転換による作付拡大についても、本対策の助成対象になります。

Q63 Q62にある作物転換の特例について、「原則、出荷していないこと」とありますが、「原則」とはどのような意味ですか。例外はありますか。

A63 作物転換が認められる場合は、既存の産地を壊さないことを大前提としていますので、「原則、出荷していないこと」を条件としています。

このうちの「原則の例外」としては、排水性、区画、連作障害等によりほ場条件が悪い等の理由から、出荷はしているものの、品質・収量が劣る場合等、作物転換を行っても既存産地には大きな影響を与えないと考えられる事例等を想定しています。(Q62参照)

Q64 加工用米から米粉・飼料用米に転換した場合は交付対象となりますか。

A64 出荷を行っている加工用米で、品質・収量が劣る等作物転換を行う必要が想定できません。(Q63参照)

Q65 前年度が緑肥(ソルゴー鋤込み)で、当該年度に飼料用米を作付けした場合や、前年度が景観形成作物の場合は助成金の対象となりますか。

A65 本対策では、自給力・自給率向上の観点から、既に作付けされている麦、大豆等からの作付転換は、原則、助成対象外としていますが、緑肥作物や景観形成作物から対象作物に転換した場合には、自給力・自給率向上に貢献することから、本対策の助成対象となります。

Q66 花卉等の非食用作物からの作物転換は、本対策の対象となりますか。

A66 本対策では既存の産地を壊さないことを大前提としていますので、非食用作物であっても実需者と結びつき産地を形成している場合には、原則、助成対象外ですが、作物転換の判断基準に該当する場合には、助成対象となります。(Q62参照)

17 地域水田農業活性化緊急対策との関連

Q67 H20年に地域水田農業活性化緊急対策に取り組んだ面積も対象になりますか。

A67 本対策は、21年度からの事業ですので、基本的にはH20年からの作付拡大を助成対象としています。

H19年の地域水田農業活性化緊急対策(緊急一時金)で作付拡大した者については、現在の政策の重要課題となっている自給力・自給率向上に先駆的に取り組んだ者でもあるため、地域協議会長から事業の対象にしてもらいたい旨の申し出があった場合には、特例的に対象にすることとしています。

Q68 緊急一時金で拡大に取り組んだ者が、契約に該当する調整水田で、水田等有効活用促進交付金の対象作物の作付拡大に取り組んだ場合、助成の対象となりますか。

A68 緊急一時金で作付拡大した場合、地域協議会長から事業の対象にしてもらいたい旨の申し出があった場合には、特例的に、該当する圃場について対象にすることとしま

す。

18 他の交付金との重複交付

Q69 現在、産地づくり交付金で助成している単価は、水田等有効活用促進交付金の配分単価を上回っています。単価調整のために、産地確立交付金を水田等有効活用促進交付金の拡大面積に対して上乗せ助成することは可能ですか。

A69 水田等有効活用促進交付金の交付総額の範囲内で、地域協議会において単価調整ができますが、単価調整のために、水田等有効活用促進交付金に上乗せして、産地確立交付金を助成することはできません。

Q70 新需給調整システム定着交付金は、水田等有効活用促進交付金に上乗せして重複交付できますか。

A70 水田等有効活用促進交付金に産地確立交付金を上乗せして助成することはできません。従いまして、新需給調整システム定着交付金についても、上乗せして助成することはできません。(Q69参照)

19 運用関係

Q71 作付拡大は、地域水田農業活性化緊急対策のように、契約が必要ですか。必要な場合、どのような契約内容ですか。

A71 本対策においては、作付拡大に関して契約を要件としていません。しかしながら、対策の趣旨に照らし、作付拡大した面積分については、継続的に営農を行っていただきたいと考えています。

Q72 新規転作拡大分の取り組みを、水田等有効活用促進交付金ではなく、地域の判断で産地確立交付金の対象とすることはできますか。

A72 本対策は、生産調整の拡大に伴い転作を拡大する場合、これまでの産地づくり交付金では十分に対応できないという地域の要望に応じて創設したものです。従いまして、作付拡大分については、本対策の活用をお願いします。

2 0 水田農業構造改革対策実施要領に基づく営農計画書について

Q73 今後、水田裏作や畑の作付状況等を把握する必要があるのならば、新対策の営農計画書は、それに見合った様式となりますか。

A73 本対策では、水田裏作や畑不作付地への作付拡大も助成対象となることから、この拡大面積の確認資料となる営農計画書は、これらの点にも対応できる様式にすることを検討しており、可能な限り早急にお示ししたいと考えています。

2 1 確認方法

Q74 作付拡大したほ場は特定する必要がありますか。

A74 農業者から提出してもらう営農計画書においては、1筆ごとに当該年産の作付予定作物を記載してもらうこととしていますが、実際の作付拡大面積の計算は、対象作物（新規需要米（米粉・飼料用米）麦、大豆、飼料作物）の合計作付面積を、基準年の面積と比べて作付拡大面積を算定することとなります。（Q37参照）

Q75 畑の不作付地や耕作放棄地であるか否かの判定基準はどのようになりますか。

A75 作付拡大面積の計算は、対象作物（新規需要米（米粉・飼料用米）麦、大豆、飼料作物）の合計作付面積を、基準年の面積と比べて作付拡大面積を算定することとなりますので、作付拡大面積と不作付地の解消面積を聞き取り等により確認することが必要です。（Q37参照）

Q76 不作付等の証明については、客観的な書類がない場合は、JAや地域協議会の代表者の証明書等で代用できますか。

A76 JAや地域協議会の代表者の証明書や、聞き取り等により確認することも可能です。

2 2 交付金の繰越

Q77 水田等有効活用促進交付金の繰り越しは可能ですか。

A77 本対策は、当年産に作付拡大した面積に応じて助成する仕組みですが、一部、収量実績に応じて助成する仕組みとなっていますので、翌年度にまたがることもあり得ると考え、繰り越し可能な制度としています。

2.3 指導費交付金

Q78 水田等有効活用促進指導費交付金の補助対象経費はどのようなものですか。

A78 本対策は、生産性の向上を図りつつ、需要に応じた作付拡大を推進するため、低コスト化、高品質化に繋がる技術導入に取り組むことが必要となっています。

このため、水田等有効活用促進指導費交付金においては、都道府県協議会及び地域協議会等が、これら技術の導入・定着を推進するために行う、実態調査、推進計画の策定、説明会、研修会等の活動に対して支援をすることとしています。

Q79 水田等有効活用促進指導費交付金は、農業者への助成金として水田等有効活用促進交付金に融通できますか。

A79 水田等有効活用促進指導費交付金は、技術の導入・定着に向けた活動を支援するための経費ですので、農業者への助成金への融通はできません。

2.4 基金

Q80 都道府県協議会や地域協議会において水田等有効活用促進交付金等が、協議会の口座に入金されている間に利息（果実）が発生することがありますが、その利息の取扱いについてはどうなりますか。

A80 協議会の口座において発生する利息は、生産局長が承認した場合に限り、本対策の推進に必要な経費に充てることとされています。

なお、水田等有効活用促進交付金を安全に管理するため、協議会の口座は、決済用預金（当座預金、利息の付かない普通預金を含む）を活用するようお願いします。